



(I) 国際連盟の成立と挫折

■ 国際連盟の成立

18世紀 エマヌエル・カント(1724～1804)による提言

“戦争はあたかも人間の本性に接ぎ木されたかのようなものである。”『永久平和のために』
この表現を用いて、戦争を「人間の本性」からして当然の現象と捉えた。
だからこそ、単なる理想論では決して平和を実現することはできないとし、
徹底して理論的に、平和に向けた組織の確立を訴えていった。



1914～1918 第一次世界大戦(WW1)

1918 アメリカ大統領^[1]] : ^[2]]を提唱

→ 1919.1 パリ講和会議：国際連盟の創設を決議

→ 1919.6 ^[3]]条約：WW1の講和条約＋国際連盟設立に関する条約

→ 1920 国際連盟 創設 → しかし、機能せず WW2の開戦に伴い事実上の崩壊…



第二次世界大戦終結前 … 米・英によって国際平和を維持するシステムについて話し合い

→ 1941.8 大西洋憲章 米ローズベルト・英チャーチルが国際連合の基本理念と戦後の平和構想について会談

→ 1944.8～10 ^[4]]会議：国際連合憲章の原案作成

⇒ 1945.2 ヤルタ会談、1945.4～6 サンフランシスコ会議などを経て、同年10月 国際連合 創設

Point！ なぜ国際連盟は組織として機能しなかったのか…？

■ 国際連盟と国際連合の比較

	国際連盟 (1920)	国際連合 (1945)
本部	ジュネーブ(スイス)	ニューヨーク(アメリカ)
原加盟国	42 カ国	51 カ国 ※現在は 193 カ国 (2023 年時点)
ポイント	<u>欠点が多く機能しなかった</u> (1)[]の不参加・[]の除名 → 日独伊も後に脱退し、大国不在 (2)総会の議決方法は[] (3)制裁は[]に限定 → 武力制裁が無いので抑止力にならず	・世界中のほとんどの国が参加することで 集団安全保障を実現。 ・近年の加盟国 スイス・東ティモール(2002) モンテネグロ(2006)・南スーダン(2011) ・常任理事国の拒否権発動、分担金未納による 財政難、負担の偏りなどが課題

ポイントとなるのは国際連盟がなぜ機能しなかったかということ。まず(1)のアメリカとソ連という2国は、当時の世界で二大勢力の大国であった。集団安全保障体制は、みんなが一緒になって約束をするから抑止力になるのであって、影響力の強い国が不参加では意味がない。また、(2)の総会は世界会議のようなもの。全会一致制では、反対が1つでもあったら不成立なので、物事が決まっていけないことは容易に想像できる。現在ある国際連合は、国際連盟の反省を生かし、補完する形で成立している。

(Ⅱ) 国際連合の組織

[⁵

] …国際社会の平和・安全を担う、紛争処理機関

- ・ 構 成：**5 常任理事国** (. . .) + 10 非常任理事国
→ [⁶] を持つ！

- ・ 表 決：**手続事項 (非重要)** …9 カ国以上の賛成で可決
実質事項 (重 要) …**全ての常任国含めた**、9 カ国以上の賛成で可決
※常任国が拒否権を行使したら議決不可になる

POINT! 安保理で決定した事項は**加盟国を拘束できる!**

★ [⁷] (国連平和維持活動) : 紛争処理に関わる仕事を担当

- ・ 憲章上の規定は無し。(6 章と 7 章の中間的な解釈で活動を展開 = **6 章半活動**)
- ・ [⁸] (**PKF**) を組織 → 中立的な警察活動、軽武装。自衛以外の武力不行使。
- ・ 停戦合意の遵守を監視する **停戦監視団**、紛争後の選挙を監視する **選挙監視団** なども活動。
※日本は当初消極的。しかし 1992 年 **PKO 協力法** が成立し、自衛隊が合法的に海外派遣。
1992 年のカンボジアを皮切りに、モザンビーク、ルワンダ、シリア、東ティモールなどに派遣。直近では南スーダンへの派遣 (駆けつけ警護を承認) が話題に。
※2000 年代のイラクへの派遣は、PKO としてではなくイラク復興特措法によるもの。

総 会 … 全加盟国が参加する、国連の最高機関

- ・ [⁹] **制** で表決を行う。
[**重要事項** → 加盟国の 3 分の 2 以上の賛成 **POINT!** 総会の決定は、**加盟国を** ¹⁰ !
一般事項 → 加盟国の過半数の賛成 法的拘束力のない勧告をするにとどまる
- ・ [¹¹] 決議：安全保障理事会が機能しない場合に **緊急特別総会** を開き、
3 分の 2 以上の加盟国が賛成すれば措置を代行することができる

12

専門機関と連携をとり、
経済・文化・教育などの分野において国際的な業務を行なう。

《専門機関》

- ・ UNESCO (国連教育科学文化機関)
- ・ ILO (国際労働機関)
- ・ IMF (国際通貨基金)
- ・ WHO (世界保健機構)
- ・ IBRD (国際復興開発銀行)
- ・ IAEA (国際原子力機関)
- ・ WTO (世界貿易機関)

事務局

13

- ・ 本部：オランダ ハーグ ・ ¹⁴ の紛争を裁判
※強制権が無い、**双方当事国の同意が必要**
※裁判で決まったことは **当事国を拘束する力をもつ!**
- ・ 2003 年に **個人を裁くための国際刑事裁判所** を設置

15

国の「自治・独立の支援」を担う組織だが、1994 年のパラオ独立をもって役目を終えたため、現在は**活動休止中**

これらの組織は暗記しておくべき。入試で問われるポイントは、「安全保障理事会の議決方法(拒否権)」や「平和のための結集」などが多い。国連は頻出分野なので、演習問題を通して慣れておく必要がある!



(I) 国際連盟の成立と挫折

■ 国際連盟の成立

18世紀 エマヌエル・カント(1724～1804)による提言

“戦争はあたかも人間の本性に接ぎ木されたかのである。”『永久平和のために』
この表現を用いて、戦争を「人間の本性」からして当然の現象と捉えた。
だからこそ、単なる理想論では決して平和を実現することはできないとし、
徹底して理論的に、平和に向けた組織の確立を訴えていった。



1914～1918 第一次世界大戦(WW1)

1918 アメリカ大統領^[1] **ウィルソン** : ^[2] **十四か条の平和原則**]を提唱→ 1919.1 **パリ講和会議** : 国際連盟の創設を決議→ 1919.6 ^[3] **ヴェルサイユ** 条約 : WW1 の講和条約 + 国際連盟設立に関する条約→ 1920 **国際連盟** 創設 → しかし、機能せず WW2 の開戦に伴い事実上の崩壊…

第二次世界大戦終結前 … 米・英によって国際平和を維持するシステムについて話し合い

→ 1941.8 **大西洋憲章** 米ローズベルト・英チャーチルが国際連合の基本理念と戦後の平和構想について会談→ 1944.8～10 ^[4] **ダンバートン・オークス** 会議 : 国際連合憲章の原案作成⇒ 1945.2 **ヤルタ会談**、1945.4～6 **サンフランシスコ会議**などを経て、同年10月 **国際連合** 創設

Point ! なぜ国際連盟は組織として機能しなかったのか…？

■ 国際連盟と国際連合の比較

	国際連盟 (1920)	国際連合 (1945)
本部	ジュネーブ(スイス)	ニューヨーク(アメリカ)
原加盟国	42 カ国	51 カ国 ※現在は 193 カ国 (2023 年時点)
ポイント	<u>欠点が多く機能しなかった</u> (1)[米国]の不参加・[ソ連]の除名 → 日独伊も後に 脱退 し、大国不在 (2)総会の議決方法は[全会一致制] (3)制裁は[経済制裁]に限定 → 武力制裁が無いので抑止力にならず	・世界中のほとんどの国が参加することで 集団安全保障 を実現。 ・近年の加盟国 スイス・東ティモール(2002) モンテネグロ(2006)・南スーダン(2011) ・常任理事国の拒否権発動、分担金未納による 財政難、負担の偏りなどが課題

ポイントとなるのは国際連盟がなぜ機能しなかったかということ。まず(1)のアメリカとソ連という2国は、当時の世界で二大勢力の大国であった。集団安全保障体制は、みんなが一緒になって約束をするから抑止力になるのであって、影響力の強い国が不参加では意味がない。また、(2)の総会は世界会議のようなもの。全会一致制では、反対が1つでもあったら不成立なので、物事が決まっていけないことは容易に想像できる。現在ある国際連合は、国際連盟の反省を生かし、補完する形で成立している。

(Ⅱ) 国際連合の組織

〔⁵ **安全保障理事会**〕…国際社会の平和・安全を担う、紛争処理機関

- ・構成：**5 常任理事国** (**米・ソ・中・仏・英**) + 10 非常任理事国
→ 〔⁶ **拒否権**〕を持つ！
- ・表決：**手続事項** (非重要) …9 カ国以上の賛成で可決
実質事項 (重要) …**全ての常任国含めた**、9 カ国以上の賛成で可決
※常任国が拒否権を行使したら議決不可になる

POINT! 安保理で決定した事項は**加盟国を拘束できる!**

★〔⁷ **PKO**〕(国連平和維持活動) : 紛争処理に関わる仕事を担当

- ・憲章上の規定は無し。(6 章と 7 章の中間的な解釈で活動を展開 = **6 章半活動**)
- ・〔⁸ **国連平和維持軍**〕(PKF)を組織→中立的な警察活動、軽武装。自衛以外の武力不行使。
- ・停戦合意の遵守を監視する**停戦監視団**、紛争後の選挙を監視する**選挙監視団**なども活動。
※日本は当初消極的。しかし 1992 年 **PKO 協力法**が成立し、自衛隊が合法的に海外派遣。
1992 年のカンボジアを皮切りに、モザンビーク、ルワンダ、シリア、東ティモールなどに派遣。直近では南スーダンへの派遣(駆けつけ警護を承認)が話題に。
※2000 年代のイラクへの派遣は、PKO としてではなくイラク復興特措法によるもの。

総会 … 全加盟国が参加する、国連の最高機関

- ・〔⁹ **1国1票**〕制で表決を行う。
〔**重要事項** →加盟国の 3 分の 2 以上の賛成 POINT! 総会の決定は、**加盟国を¹⁰拘束できない!**〕
〔**一般事項** →加盟国の過半数の賛成 法的拘束力のない勧告をするにとどまる〕
- ・〔¹¹ **平和のための結集**〕決議：安全保障理事会が機能しない場合に**緊急特別総会**を開き、
3 分の 2 以上の加盟国が賛成すれば措置を代行することができる

12 **経済社会理事会**

専門機関と連携をとり、
経済・文化・教育などの分野に
おいて国際的な業務を行なう。

《専門機関》

- ・ UNESCO (国連教育科学文化機関)
- ・ ILO (国際労働機関)
- ・ IMF (国際通貨基金)
- ・ WHO (世界保健機構)
- ・ IBRD (国際復興開発銀行)
- ・ IAEA (国際原子力機関)
- ・ WTO (世界貿易機関)

事務局

13 **国際司法裁判所**

- ・本部：オランダ ハーグ ・¹⁴ **国家間** の紛争を裁判
※強制権が無い、**双方当事国の同意が必要**
※裁判で決まったことは**当事国を拘束する力をもつ!**
- ・2003 年に個人を裁くための**国際刑事裁判所**を設置

15 **信託統治理事会**

国の「自治・独立の支援」を担う組織だが、1994 年のパラオ独立を
もって役目を終えたため、**現在は活動休止中**

これらの組織は暗記しておくべき。入試で問われるポイントは、「安全保障理事会の議決方法(拒否権)」や「平和のための結集」などが多い。国連は頻出分野なので、演習問題を通して慣れておく必要がある!